

新千歳空港国際化推進協議会
新規定期便利用輸出補助制度 助成金交付要領

新千歳空港国際化推進協議会

(趣 旨)

第1条 新千歳空港国際化推進協議会（以下「協議会」という）は、新千歳空港からの食料品の輸出拡大と、新千歳空港発の海外直行定期便の運航を貨物需要面で後押しするため、札幌国際エアカーゴターミナルを利用し、新千歳空港発の新規定期便を利用して食料品貨物を輸出する荷主に対し、助成金を交付することとし、事業実施に関する必要事項を以下のとおり定める。

(定 義)

第2条 助成対象となる荷主は、新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナル内のフォワーダーを利用し、新千歳空港発の新規海外直行定期便を利用して食料品貨物を輸出する法人又は個人事業者とする。

- 2 新規海外直行定期便とは、当該路線に初めて就航した海外直行定期便で、就航後1年以内のものをいう。具体的な便名は別表に定めるとおりとする。
- 3 食料品貨物とは、農産物、海産物、乳製品、菓子、酒類などをいう。

(交付の対象、助成金額)

第3条 貨物の重量を交付の対象とし、助成金額は別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付申請書は、別紙の様式第1号のとおりとする。

- 2 申請については、輸出を行った荷主が各自で、当月1日～当月末日までの実績を取りまとめ、翌月の15日までに協議会事務局まで申請を行うものとする（申請書等は15日必着）。それを過ぎた申請に対しては、助成の対象外とする。
- 3 提出書類については、前項の申請書及び実績明細のほか、添付書類として（1）輸出許可書及び（2）航空運送状（いずれも写しで可）とする。以上2点において、①札幌国際エアカーゴターミナルのフォワーダーが取扱い、②新千歳空港で通関し、③取扱品目が食料品であること、④対象貨物の重量、⑤新千歳空港と着地空港間の輸送手段（航空便名）及び輸送経路、等の内容を証明できる記載が必要となる。上記（1）～（2）の資料による証明ができない場合には、それに代わる書類を添付するものとする。

(助成金の交付決定、及び支払い期限)

第5条 協議会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査する。この際、必要に応じて現地調査等による当該申請の内容確認もふまえたうえで、すみやかに交付すべき助成金の額を確定し、その旨を別紙の様式第2号により申請書受領月の末日までに申請者（荷主）に通知するものとする。

- 2 協議会は、助成金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて助成金額の確定を行うことができる。

3 事務局は、申請書受領月の末日までに当該荷主に支払うものとする。

(助成金の交付条件)

第6条 助成金の交付に付する条件は、以下のとおりとする。

- (1) この要領に従い申請を行うこと。
- (2) 当該事業に関する帳簿及び証拠書類などについては、各荷主において整備し、助成金の交付を受けた翌年度から5年間保存しておくこと。

(状況報告及び調査)

第7条 協議会は、必要に応じ、交付金受領者（荷主）から助成対象となった事業についての状況報告を求め、または調査を行うことができるものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第8条 協議会は、交付金受領者（荷主）がこの要領の規定に違反した場合及び不正を行った場合は助成金の一部及びすべてを取り消すことができ、当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定は、助成金を交付した後についても適用する。
- 3 返還の命令を受けた交付金受領者（荷主）は、協議会が指定する期日までに遅滞なく助成金を返還しなければならない。

(助成金交付の打ち切りについて)

第9条 助成金は、協議会会員の負担金より拠出を行うものであり、あらかじめ上限が設定されている。そのため、助成金の支払いがその上限に達し次第、その年度の交付を打ち切るものとする。年度の上限総額は、上期と下期で二分割する。

(要領の見直し)

第10条 協議会は、当該要領について適宜見直しを行い、要領の改訂がある場合、協議会の幹事会の承認を得て改訂するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、2019年6月10日より適用する。

別表（第2条関係）：助成対象便の一覧

目的地	便名	航空会社
マニラ	PR405	フィリピン航空
ウラジオストク	U6748	ウラル航空

※年度内に新規開設した便については、随時対象に追加する。

別表（第3条関係、第9条関係）

区分	摘要
助成対象貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナル内のフォワーダーを利用し、かつ新規海外直行定期便を利用して輸出する食料品貨物（農産物、海産物、乳製品、菓子、酒類など）
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象貨物1kgあたり100円 （航空運送状に記載の運賃適用重量あたり）
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・総額：予算の範囲内 ・1荷主あたり年間20万円を上限に助成する。

年 月 日

新千歳空港国際化推進協議会 様

申請者 住所

代表者氏名

印

新千歳空港国際化推進協議会 新規定期便利用輸出補助制度
助成金交付申請について

新千歳空港国際化推進協議会 新規定期便利用輸出補助制度の助成金の交付につきまして、助成金交付要領の規定により、関係書類を添付して申請いたします。

1. 新千歳空港発航空便利用年月 : 年 月 分
2. 食料品貨物 輸出量 : k g
3. 取扱貨物実績明細 : (別紙1のとおり)
4. 助成金交付申請金額 : 円

5. 助成金交付振込先口座

・銀行名 : 店名 :

・口座番号 : (普 ・ 当)

(カカナ)

・名 義 :

<添付資料>

(1) 対象となる国際航空貨物の輸出許可書の写し (通知書兼申告書控)

(2) 対象となる国際航空貨物の航空運送状の写し (Air Waybill)

以上2点において、①札幌国際エアカーゴターミナルのフォワーダーが取扱い、②新千歳空港で通関し、③取扱品目が食料品であること、④対象貨物の重量、⑤新千歳空港と着地空港間の輸送手段(航空便名)及び輸送経路、以上の内容を証明できる記載が必要となる。

(3) 上記(1)～(2)の資料による証明ができない場合には、それに代わる書類を添付するものとする。

第 号
年 月 日

様

新千歳空港国際化推進協議会
会長 鈴木 直道 印

新千歳空港国際化推進協議会 新規定期便利用輸出補助制度
助成金交付額の確定について

年 月 日付で申請のあった新千歳空港国際化推進協議会新規定期便利用輸出補助制度利用に伴う助成金の交付について、助成金交付要領第5条の規定に基づき、下記のとおり金額を確定し、交付を決定いたします。

記

1. 助成金額は次のとおりとする。

確定助成金額 _____ 円

(助成金交付申請額 _____ 円)

2. この助成金の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった新千歳空港国際化推進協議会新規定期便利用輸出補助制度(年 月 分)を利用した事業であり、その内容については、当該申請書記載のとおりとする。

3. この助成金は、以下の項目の遵守を条件として交付するものである。

- (1) 新千歳空港国際化推進協議会新規定期便利用輸出補助制度助成金交付要領の規定に従うこと
(2) 助成事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた翌年度から5年間保管しておくこと。

4. 確定助成金額と助成交付申請額が異なる理由 *該当する場合のみ

()